

「Society5.0を見据えた個人認証基盤のあり方懇談会」第2回議事概要

日 時：平成30年1月17日（水）16：00～17：30

場 所：総務省10階共用1001会議室

出席者：國領座長、伊藤委員、大橋委員、林委員、山口委員、
山崎自治行政局長、篠原審議官

事務局：阿部住民制度課長、渡邊外国人住民基本台帳室長・個人番号カード企画官、長岡課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局資料説明
3. 新保座長代理プレゼンテーション
4. 意見交換
5. 閉会

【意見交換(概要)】

- マイナンバーカードの空き領域の活用についての検討は何かされているのか。将来、完全自動運転が導入されると、運転免許証が不要になるのではないかと議論がある。その際、誰がどの車を使っても良いのではなく、自動運転車の所有者・運転者として責任ある者の確認は必要であり、その認証にマイナンバーカードの空き領域を用いることが可能なのではないか。
- 空き領域の活用については、職員証・社員証としての活用や最近では群馬県前橋市におけるタクシーにおける敬老パスとしての活用がある。
- 住基カードの時代からICチップの空き領域は、発行する自治体にお任せするというのがこれまでのスタンス。マイナンバーカードについては、既に約1,300万枚、1日当たり1万枚が交付されており、共通の情報基盤になりうるものであり、更なる普及に向け、政府全体として、各省庁と連携しつつ空き領域の活用法を検討することは今後必要なのではないか。
- 本懇談会では、個人認証の分野でマイナンバーカードのない先の未来について、利便性だけでなく、マイナンバーカードを使わない個人認証の危険性についても網羅的に把握・検討していくべきではないか。
- 例えば、AIと生体認証の活用による行政の効率化、即ち顔パス等で行政サービ

スを受けられる仕組みの実現可能性について検討してはどうか。

- 行政におけるAIの活用は相当の可能性がある。例えば、議事録の分析、窓口対応等における活用等である。一方で、リアルビッグブラザーが実現されてしまうおそれがあるということが現実的な脅威として存在しており、AIによって認証できるということは、監視もできてしまうということが挙げられる。実際、アメリカでは街頭監視カメラを導入しているので、テロが発生した際、容疑者の検挙が非常に早い。この他、AI導入に伴い、極めて高度なセキュリティの導入も求められるが、自治体の現場が十分使いこなせるかという問題もある。
- インドでは、顔認証データベースがあり、指紋や他の情報と紐づいて生体認証の導入が進んでいる。
- 諸外国には多種多様な本人確認を行うという仕組みがあるが、日本の本人確認とは異なる仕組みもある。先進国であるほど、プライバシー意識は高くなるため、プライバシーインパクトが強いものに対する抵抗が強くなる傾向がある。
- 生体情報を収集する場合、例えば、虹彩を確認すると麻薬常習者の兆候が分かるなどの副次的な情報が取得できてしまうため、こうした情報の取り扱いについて議論が生じる。
- 本人確認と個人認証は異なることに留意が必要。「AさんがBさんと違う」と確認する「識別」、「Aさんがどこの誰であるか」を確認する「本人確認」、「Aさんが一定の行為を行える権限を有する者か」を確認する「認証」の3段階に分けられる。
- 本懇談会の議論に当たって、今指摘のあった、「識別」と「本人確認」と権限の有無の確認である「認証」の区別を整理する必要があるのではないか。
- 例えば、トラスタンカーとしてのマイナンバーカードを信用の基点とし、その信頼の連続性の中で「識別」なり「本人確認」が行え、さらに生体情報を照合できれば「認証」も可能になるかもしれないということか。
- 今のような議論は、内閣官房作成の行政の認証ガイドラインにおいて、「どのように登録するのか」、「どのように認証するのか」、「トークンとして何を利用するか」などの議論がなされている。本懇談会では、トークンの議論なのか、トークンの中に何を入れるのかの議論なのか、両者セットの議論なのか、或いは新たなトークンの議論なのか、整理していく必要があるのではないか。
- 現在のトラスタンカーの化体であるマイナンバーカードをどのような工夫をしていくかという議論は、現段階でもある程度実現性があると考えている。一方、将来的にはマイナンバーカードを前提としない世界も描いておく必要があるとの意見もある。その世界は、便利である一方で、既に指摘のあったAIによる監視、生体認証

により収集し得る副次的な情報など様々なリスクも多くあると考えている。その世界では、先ほどビッグブラザーの実現のおそれという指摘もあったが、どういう段階を踏んでいく必要があるか、どういうリスクや課題があるのかを整理しておく必要があると考える。

- 危険性の議論に偏りがちになるが、行政手続の中にも手軽な認証により利用可能なものもあるため、レベル毎に整理ができると良いのではないか。
- マイナンバー制度は法律で用途が限定された範囲で情報連携を行うものであって、いわゆる国民総背番号制と言われるような「マイナンバーを直接のキーとしてマイナンバーさえあれば何でもできる」という仕組みにはなっていない。
- マイナンバーカードは、本人確認や個人認証の方法として、忘れてしまう可能性のある暗証番号等の記憶に頼るものや、身体的なリスクのあるバイオメトリクスと比較して、カードという物を介して個人の権利を保護することができる。
- 元々のトラストはマイナンバーカードであるとしても、例えば、認証によっては顔パスで十分ということも可能かもしれない。重たい論点から軽めの論点までが混在しがちであるので改めて論点整理をする必要があるのではないか。

以 上